

佐賀県告示第88号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定により、唐津港臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

なお、唐津港臨港地区内の分区の指定（平成18年佐賀県告示第13号）は、廃止する。

平成28年3月1日

佐賀県知事 山 口 祥 義

唐津港臨港地区内分区指定

分区	区域	面積
商港区	唐津市東大島町、二タ子三丁目及び中瀬通の一部	約26.5ヘクタール
特殊物資港区	唐津市西大島町の一部	約3.0ヘクタール
工業港区	唐津市二タ子三丁目、中瀬通及び佐志浜町の一部	約65.7ヘクタール
漁港区	唐津市海岸通、東大島町及び二タ子三丁目の一部	約21.2ヘクタール
保安港区	唐津市西大島町の一部	約6.6ヘクタール
修景厚生港区	唐津市二タ子三丁目、中瀬通、佐志浜町及び佐志中通の一部	約32.0ヘクタール
マリーナ港区	唐津市二タ子三丁目の一部	約0.7ヘクタール

関係図書は、佐賀県県土づくり本部交通政策部港湾課及び唐津土木事務所において縦覧に供する。